# 羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月24日(金)午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室

3. 農業委員 10名

議席番号	氏 名	備考	議席番号	氏 名	備考
1番	増 田 一 幸		7番	中島牡雄	(会長)
2番	大 越 君 雄	(会長代理)	8番	五月女秀作	
3 番	飯塚真砂美		9番	大 貫 勇 一	
5番	川島幸雄		10 番	濱 野 一 郎	
6番	髙 澤 憲 司		11 番	金 子 重 弥	

## 4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地利用集積計画(案)について(賃借権設定)

議案第4号 農地利用集積計画(案)について(使用貸借権設定)

議案第5号 農用地利用配分計画(案)について

### 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 栗原繁 事務局次長 根岸紀夫

## 6.会議の概要

出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。 それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第 2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思 いますが、ご異議ありませんか。 (異議なし) それでは指名いたします。 6番 高澤憲司委員、8番五月女秀作委員のご両人にお願いします。 ただちに議案審議に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と いたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願 いします。 事務局 事務局より説明いたします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明 いたします。受付番号209号では、譲渡人は、譲受人の義理の母親となっています。申請農地は、現在、譲受人が耕作している農地に近接しており、耕作するのに利便性が良く、また、譲渡人は、高齢で今後の耕作が難しいことから、今回、譲受人へ贈与を行うものです。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われます。その外、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。
2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なし) それでは指名いたします。 6番 高澤憲司委員、8番五月女秀作委員のご両人にお願いします。ただちに議案審議に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。 事務局 事務局より説明いたします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。受付番号209号では、譲渡人は、譲受人の義理の母親となっています。申請農地は、現在、譲受人が耕作している農地に近接しており、耕作するのに利便性が良く、また、譲渡人は、高齢で今後の耕作が難しいことから、今回、譲受人へ贈与を行うものです。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われます。その外、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。
いますが、ご異議ありませんか。 (異議なし)     それでは指名いたします。     6番 高澤憲司委員、8番五月女秀作委員のご両人にお願いします。     ただちに議案審議に入ります。     議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。     事務局 事務局より説明いたします。     議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。受付番号209号では、譲渡人は、譲受人の義理の母親となっています。申請農地は、現在、譲受人が耕作している農地に近接しており、耕作するのに利便性が良く、また、譲渡人は、高齢で今後の耕作が難しいことから、今回、譲受人へ贈与を行うものです。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われます。その外、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。
(異議なし) それでは指名いたします。 6番 高澤憲司委員、8番五月女秀作委員のご両人にお願いします。 ただちに議案審議に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と いたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。 事務局 事務局より説明いたします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。受付番号209号では、譲渡人は、譲受人の義理の母親となっています。申請農地は、現在、譲受人が耕作している農地に近接しており、耕作するのに利便性が良く、また、譲渡人は、高齢で今後の耕作が難しいことから、今回、譲受人へ贈与を行うものです。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われます。その外、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。
それでは指名いたします。 6番 高澤憲司委員、8番五月女秀作委員のご両人にお願いします。 ただちに議案審議に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と いたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。 事務局 事務局より説明いたします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。受付番号209号では、譲渡人は、譲受人の義理の母親となっています。申請農地は、現在、譲受人が耕作している農地に近接しており、耕作するのに利便性が良く、また、譲渡人は、高齢で今後の耕作が難しいことから、今回、譲受人へ贈与を行うものです。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われます。その外、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。
6番 高澤憲司委員、8番五月女秀作委員のご両人にお願いします。 ただちに議案審議に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と いたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。 事務局 事務局より説明いたします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。受付番号209号では、譲渡人は、譲受人の義理の母親となっています。申請農地は、現在、譲受人が耕作している農地に近接しており、耕作するのに利便性が良く、また、譲渡人は、高齢で今後の耕作が難しいことから、今回、譲受人へ贈与を行うものです。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われます。その外、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。
(議案第1号) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。  事務局 事務局より説明いたします。
(議案第1号) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。  事務局 事務局より説明いたします。  議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。受付番号209号では、譲渡人は、譲受人の義理の母親となっています。申請農地は、現在、譲受人が耕作している農地に近接しており、耕作するのに利便性が良く、また、譲渡人は、高齢で今後の耕作が難しいことから、今回、譲受人へ贈与を行うものです。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われます。その外、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。
いたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。  事務局 事務局より説明いたします。  議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。受付番号209号では、譲渡人は、譲受人の義理の母親となっています。申請農地は、現在、譲受人が耕作している農地に近接しており、耕作するのに利便性が良く、また、譲渡人は、高齢で今後の耕作が難しいことから、今回、譲受人へ贈与を行うものです。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われます。その外、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。
事務局 事務局より説明いたします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。受付番号209号では、譲渡人は、譲受人の義理の母親となっています。申請農地は、現在、譲受人が耕作している農地に近接しており、耕作するのに利便性が良く、また、譲渡人は、高齢で今後の耕作が難しいことから、今回、譲受人へ贈与を行うものです。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われます。その外、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。
事務局 事務局より説明いたします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明 いたします。受付番号209号では、譲渡人は、譲受人の義理の母 親となっています。申請農地は、現在、譲受人が耕作している農地 に近接しており、耕作するのに利便性が良く、また、譲渡人は、高 齢で今後の耕作が難しいことから、今回、譲受人へ贈与を行うもの です。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われます。そ の外、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思 われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していな いことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。受付番号209号では、譲渡人は、譲受人の義理の母親となっています。申請農地は、現在、譲受人が耕作している農地に近接しており、耕作するのに利便性が良く、また、譲渡人は、高齢で今後の耕作が難しいことから、今回、譲受人へ贈与を行うものです。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われます。その外、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。
いたします。受付番号209号では、譲渡人は、譲受人の義理の母親となっています。申請農地は、現在、譲受人が耕作している農地に近接しており、耕作するのに利便性が良く、また、譲渡人は、高齢で今後の耕作が難しいことから、今回、譲受人へ贈与を行うものです。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われます。その外、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。
親となっています。申請農地は、現在、譲受人が耕作している農地 に近接しており、耕作するのに利便性が良く、また、譲渡人は、高 齢で今後の耕作が難しいことから、今回、譲受人へ贈与を行うもの です。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われます。そ の外、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思 われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していな いことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。
に近接しており、耕作するのに利便性が良く、また、譲渡人は、高齢で今後の耕作が難しいことから、今回、譲受人へ贈与を行うものです。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われます。その外、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。
齢で今後の耕作が難しいことから、今回、譲受人へ贈与を行うものです。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われます。その外、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。
です。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われます。その外、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。
の外、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。
われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。
いことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
6番 受付番号209号について調査報告いたします。
まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付
書類等の申請内容に間違いないことをご報告いたします。
申請地は、(詳細に説明)です。
なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農
地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に
転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に
迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあた
りこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はあ

	りません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
議長	以上で、事務局及び担当委員からの説明、報告が終わりました。
	ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。
	 (発言なし)
議長	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による
	許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成
	の委員は、「起立」願います。
	(起立全員)
	起立全員でありますので、議案第1号農地法第3条の規定による許
	可申請については、許可することに決定いたします。
(議案第2号)	引き続き、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について
	を議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報
	告をお願いします。
事務局	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、受付番
	号210号から226号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項
	について、ご説明いたします。はじめに、議案書7ページをお開き
	ください。受付番号223号についてですが、今回、添付資料が間
	に合わないことから、保留となります。来月以降の議案に回ります
	ので、委員の皆さまには、大変に申し訳ありませんが、223号に
	ついては、斜線を引いていただき、保留と記入してください。それ
	では、説明いたします。受付番号210号から218号及び220
	号から225号の農地の区分については、住宅等が連担している区 18 km 2 km
	域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である
	「第2種農地」と判断しました。また、受付番号219号及び22
	6号の農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以
	上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。
	受付番号210号から216号及び224号・225号では、太陽
	光発電施設を設けるものです。210号から214号では、譲受人 ボローのため、折して説明いたします。 落系しは、 形田県 伊熱原本
	が同一のため一括して説明いたします。譲受人は、群馬県伊勢崎市
	に事務所を置き、平成28年から主に太陽光発電事業を行っている
	法人です。申請農地は、会いの川と南方用水に挟まれ、休耕地や耕 作放棄地が点在し、面積も狭いことで集積の困難な場所となってい
	ます。また、周辺は、太陽光をさえぎる高い建物もなく、採算性も
	ま9。また、同辺は、太陽元をさえさる高い建物もなく、採昇性も 十分に見込められることから、今回、太陽光発電施設敷として申請
	十分に兄込められることから、今回、太陽元光電地設敷として中間 するものです。215号では、譲受人は群馬県伊勢崎市に住む、個
ı l	, つ U v / く y 。 410々 くは、 成又八は卅河州伊労門川に注む、 旧

人の方です。以前より、環境問題に貢献できる太陽光発電事業に関 心があり、また、今後の安定収入を考え、設置可能な場所を探して いたとのことです。申請農地は、周辺には、太陽光をさえぎる高い 建物もなく、採算性も十分に見込められることから、今回、太陽光 発電施設敷として申請するものです。216号では、群馬県高崎市 に事務所を置き、平成26年から主に太陽光発電事業を行っている 法人です。申請農地は、会の川と南方用水に挟まれ、休耕地や耕作 放棄地が点在し、面積も狭いことで集積の困難な場所となっていま す。また、周辺は、太陽光をさえぎる高い建物もなく、採算性も十 分に見込められることから、今回、太陽光発電施設敷として申請す るものです。なお、受付番号210号から216号では、設置場所 が隣接しており、施工業者が同一であることから、地域での住民説 明会を行っています。その中で、設置に対して、景観が損なわれな いようにしてほしい。また、景観が損なわれることを考え反対との 意見が出たそうです。譲受人は、その回答として、①周囲のフェン スを特殊なシート (ネトロシート) で覆い太陽光発電施設が緑色に 同化するような対策をとること。②災害時には、発電した電気を地 域で使用できるようなシステムを構築していくこと。③工事につい ては、地域に十分配慮して進めていくこと。を記載した通知を参加 者及び近隣住民の方へお配りしており、その後、特に質問等は無い とのことです。224号及び225号でも、譲受人が同一のため一 括して説明いたします。譲受人は、千葉県匝瑳市に事務所を置き、 昭和57年に設立し、近年では主に太陽光発電事業を行っている法 人です。224号の申請農地では、西側は高速道路、北側には、す でに太陽光発電施設が建ち並び、農地の広がりのない場所となって います。225号では、申請農地は、高速道路上り線にある羽生パ ーキングエリアのすぐ東側で、近隣にはすでに、太陽光発電施設が 建ち並んでいる場所となっています。このことから、採算性も十分 に見込められることができ、今回、太陽光発電施設敷として申請す るものです。また、すべての施設で、周囲をフェンスで囲い安全確 保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように 行うものとしています。受付番号217号では、譲受人は、昭和5 7年から今の住所地で暮らしており、現在、子と孫の3人世帯とな っています。今回、今の住まいが、 にあり、 その建築に協力していくことから住宅の移転先を探していました。 申請農地は、現在の住宅から近く、今まで通りの環境で暮らすこと で、とても好立地とのことです。このことから、住宅の建築を考え

たところ、譲渡人の了解を得られたことから申請するものです。受 付番号218号では、譲受人は、東京都練馬区に事務所を置き、昭 和42年から主に不動産業行っている法人です。申請農地は、既存 住宅に介在し、周辺には、南羽生駅や小学校、大型ショッピングモ ールがあるなど、とても住環境の整った場所で、需要も見込めると のことです。このことから、建売住宅の建築を計画したところ譲渡 人の了解を得られたことから、今回、8棟分の建売住宅敷として申 請するものです。受付番号219号では、譲受人は、現在、両親の 住宅のすぐ東側に自宅を建築して暮らしています。建築当時、進入 路がなく、自宅への接道を確保するため、親の宅地部分を分筆して 進入路を設定しましたが、とても狭く、不便を感じていたとのこと です。しかしながら、その後、自宅北側の道路が建築基準法に基づ く接道要件のある道路に改良されたことで、今回、使用しやすい進 入路を確保するために申請するものです。受付番号220号では、 譲受人は、市内に事務所を置き、昭和57年から主に医療及び社会 福祉に関する事業を行っている法人です。この法人で運営している 施設では、職員数が増加したことで、駐車場が不足しているとのこ とです。今までは、施設の駐車場以外の場所で縦列駐車を行うなど 不足分を補っていたとのことです。しかしながら、敷地内が狭くな り、事故の要因となることから新たな駐車場敷を探していました。 申請農地は、この福祉施設のすぐ北側に位置しており、職員等の利 用にとても利便性が良く、譲渡人の了解を得られたことから、今回、 37台分の駐車場敷として申請するものです。受付番号221号で は、譲受人は、市内に事務所を置き、平成24年から主に土木工事 請負業を行っている法人です。譲受人は、重機など大型機械の置場 は保有していましたが、消耗資材や重機のバケットなど盗難の恐れ がある小物の資材置き場を探していました。申請農地は、譲受人の 所在地の周辺であり、盗難などの防犯上の理由からとても利便性が 良く、譲渡人の了解を得られたことから、今回、資材置場敷として 申請するものです。受付番号222号では、譲受人は、加須市に事 務所を置き、平成19年から主に鉄や非鉄金属屑の販売・加工処理 業を行っている法人です。譲受人は、加須市に本社がありますが、 市内の桑崎地内でも工場を操業しており、業務も順調に推移してい るとのことです。今回、羽生市内において本社機能を備えた社屋及 び倉庫の建築を考え、建築可能な場所を探していたとのことです。 申請農地は、 で工業専用地域に指定されている場 所で立地条件が良いことから、建築を計画したところ、譲渡人の了 解を得られたことから、事務所及び倉庫敷として申請するものです。 受付番号226号では、譲受人は、川口市に事務所を置き、平成3 年から主に土木工事業を行っている法人です。申請農地は、現在、 田として活用していますが、畑地化を行い、大阪市に本社を置く主 に足場の建築関係の法人が農業への参入を行い、農地中間管理機構 を活用し、きゅうりやブルーベリー栽培のハウスを建築して営農を 行うために、農地改良としての一時転用を行うものです。また、各 号とも農地の区分及び転用目的は問題ないと考えます。その外、資 力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等につ いても、問題ないと考えています。

以上で事務局からの説明を終了させていただきます。

3番

受付番号210号について調査報告いたします。

まず、議案書を朗読いたします。 (議案書朗読)

過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書 類等の申請内容に間違いないことをご報告いたします。

申請地は、(詳細に説明)です。

なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 当社は、平成28年8月に設立し、時代に即応した再生可能エネル ギーを利用した発電、電気の供給、売電等に移行し、羽生市内及び 群馬県内において事業を展開しておるところです。今般、知人等の 紹介により、申請地を購入して太陽光発電を竣工し、再生可能エネ ルギーの活用、省エネ、蓄エネといった環境への貢献を考え、電力 費の効率的運用をはかり、今回当社で市内に増設をはかり、太陽光 発電事業者として、更に事業を拡大、拡充し、また、20年間の安 定した売電向上、安定収入をはかり、会社のイメージ向上、社会的 責任も果たすものです。転用に当たっては、近隣には太陽光発電所 が多数あり、地域の人達も理解はありますが、近隣には非該当を及 ぼさない様、最新の注意を払います。払います。申請地は、

であり、高齢化、後継者不足が危惧される中、休耕地、耕作放棄地も多くみられておりますが、太陽光発電のため転用されることは、近隣の人達からも安心、安全に暮らせるのでよかったとのお話もたくさんいただいております。可様な次第により、企業評価も高め、社員環境意義も高まり、再生可能エネルギーの活用、導入量拡充により、エネルギー安全供給の確保、地球温暖化対策への貢献、新規産業雇用創出への寄与を目指します。上記ご事情をご理解いただき、よろしく御配慮下さいますよう、御願い申し上げます。

以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。 3番 受付番号211号について調査報告いたします。 まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読) 過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書 類等の申請内容に間違いないことをご報告いたします。 申請地は、(詳細に説明)です。 なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 当社は、平成28年8月に設立し、時代に即応した再生可能エネル ギーを利用した発電、電気の供給、売電等に移行し、羽生市内及び 群馬県内において事業を展開しておるところです。今般、知人等の 紹介により、申請地を購入して太陽光発電を竣工し、再生可能エネ ルギーの活用、省エネ、蓄エネといった環境への貢献を考え、電力 費の効率的運用をはかり、今回当社で市内に増設をはかり、太陽光 発電事業者として、更に事業を拡大、拡充し、また、20年間の安 定した売電向上、安定収入をはかり、会社のイメージ向上、社会的 責任も果たすものです。転用に当たっては、近隣には太陽光発電所 が多数あり、地域の人達も理解はありますが、近隣には非該当を及 ぼさない様、最新の注意を払います。払います。申請地は、 であり、高齢化、後継者不足が危惧され る中、休耕地、耕作放棄地も多くみられておりますが、太陽光発電 のため転用されることは、近隣の人達からも安心、安全に暮らせる のでよかったとのお話もたくさんいただいております。可様な次第 により、企業評価も高め、社員環境意義も高まり、再生可能エネル ギーの活用、導入量拡充により、エネルギー安全供給の確保、地球 温暖化対策への貢献、新規産業雇用創出への寄与を目指します。上 記ご事情をご理解いただき、よろしく御配慮下さいますよう、御願 い申し上げます。 以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。 3番 受付番号212号について調査報告いたします。 まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読) 過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書 類等の申請内容に間違いないことをご報告いたします。 申請地は、(詳細に説明)です。 なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 当社は、平成28年8月に設立し、時代に即応した再生可能エネル ギーを利用した発電、電気の供給、売電等に移行し、羽生市内及び 群馬県内において事業を展開しておるところです。今般、知人等の

紹介により、申請地を購入して太陽光発電を竣工し、再生可能エネ ルギーの活用、省エネ、蓄エネといった環境への貢献を考え、電力 費の効率的運用をはかり、今回当社で市内に増設をはかり、太陽光 発電事業者として、更に事業を拡大、拡充し、また、20年間の安 定した売電向上、安定収入をはかり、会社のイメージ向上、社会的 責任も果たすものです。転用に当たっては、近隣には太陽光発電所 が多数あり、地域の人達も理解はありますが、近隣には非該当を及 ぼさない様、最新の注意を払います。払います。申請地は、

であり、高齢化、後継者不足が危惧され る中、休耕地、耕作放棄地も多くみられておりますが、太陽光発電 のため転用されることは、近隣の人達からも安心、安全に暮らせる のでよかったとのお話もたくさんいただいております。可様な次第 により、企業評価も高め、社員環境意義も高まり、再生可能エネル ギーの活用、導入量拡充により、エネルギー安全供給の確保、地球 温暖化対策への貢献、新規産業雇用創出への寄与を目指します。上 記ご事情をご理解いただき、よろしく御配慮下さいますよう、御願 い申し上げます。

以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。

3番 受付番号213号について調査報告いたします。

まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)

過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書 類等の申請内容に間違いないことをご報告いたします。

申請地は、(詳細に説明)です。

なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 当社は、平成28年8月に設立し、時代に即応した再生可能エネル ギーを利用した発電、電気の供給、売電等に移行し、羽生市内及び 群馬県内において事業を展開しておるところです。今般、知人等の 紹介により、申請地を購入して太陽光発電を竣工し、再生可能エネ ルギーの活用、省エネ、蓄エネといった環境への貢献を考え、電力 費の効率的運用をはかり、今回当社で市内に増設をはかり、太陽光 発電事業者として、更に事業を拡大、拡充し、また、20年間の安 定した売電向上、安定収入をはかり、会社のイメージ向上、社会的 責任も果たすものです。転用に当たっては、近隣には太陽光発電所 が多数あり、地域の人達も理解はありますが、近隣には非該当を及 ぼさない様、最新の注意を払います。払います。申請地は、

であり、高齢化、後継者不足が危惧され

る中、休耕地、耕作放棄地も多くみられておりますが、太陽光発電

のため転用されることは、近隣の人達からも安心、安全に暮らせる のでよかったとのお話もたくさんいただいております。可様な次第 により、企業評価も高め、社員環境意義も高まり、再生可能エネル ギーの活用、導入量拡充により、エネルギー安全供給の確保、地球 温暖化対策への貢献、新規産業雇用創出への寄与を目指します。上 記ご事情をご理解いただき、よろしく御配慮下さいますよう、御願 い申し上げます。 以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。

3番

受付番号214号について調査報告いたします。

まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)

過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書 類等の申請内容に間違いないことをご報告いたします。

申請地は、(詳細に説明)です。

なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 当社は、平成28年8月に設立し、時代に即応した再生可能エネル ギーを利用した発電、電気の供給、売電等に移行し、羽生市内及び 群馬県内において事業を展開しておるところです。今般、知人等の 紹介により、申請地を購入して太陽光発電を竣工し、再生可能エネ ルギーの活用、省エネ、蓄エネといった環境への貢献を考え、電力 費の効率的運用をはかり、今回当社で市内に増設をはかり、太陽光 発電事業者として、更に事業を拡大、拡充し、また、20年間の安 定した売電向上、安定収入をはかり、会社のイメージ向上、社会的 責任も果たすものです。転用に当たっては、近隣には太陽光発電所 が多数あり、地域の人達も理解はありますが、近隣には非該当を及 ぼさない様、最新の注意を払います。払います。申請地は、

であり、高齢化、後継者不足が危惧され る中、休耕地、耕作放棄地も多くみられておりますが、太陽光発電 のため転用されることは、近隣の人達からも安心、安全に暮らせる のでよかったとのお話もたくさんいただいております。可様な次第 により、企業評価も高め、社員環境意義も高まり、再生可能エネル ギーの活用、導入量拡充により、エネルギー安全供給の確保、地球 温暖化対策への貢献、新規産業雇用創出への寄与を目指します。上 記ご事情をご理解いただき、よろしく御配慮下さいますよう、御願 い申し上げます。

以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。

受付番号215号について調査報告いたします。

まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)

3番

過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書 類等の申請内容に間違いないことをご報告いたします。

申請地は、(詳細に説明)です。

なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 私は 結婚し、3歳の長男と3人家族で仲良く暮らしております。現在は子育て主婦としてがんばっておるところです。これから将来、年金も少なくなり、子供の教育費等で多額のお金がいろいろ必要となり、少しでもゆとりのある生活をすべく、今後の生活設計を考えると厳しいものがあると考えるところです。このような中、安定収入が図れる太陽光発電事業について、両親、知人等のすすめもあり、上記申請地を購入して、太陽光発電事業用地として、売買の話がまとまりましたので今回の申請に至った次第です。申請地は、

現在休耕中となっており、一帯は

耕作上不便な場所でありました。可様な次第で、近隣の人達からこれまでよりも安心、安全に暮らせるので、よかったとのお話も伺っております。転用に当たっては、附近の農地、宅地等に被害を及ぼさない様、最新の注意を払い、安全確保に努めますので、上記ご事情をご理解いただき、よろしく御配慮下さいますよう、お願い申し上げます。

以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。

3番

受付番号216号について調査報告いたします。

まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)

過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書 類等の申請内容に間違いないことをご報告いたします。

申請地は、(詳細に説明)です。

なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 当社は、平成26年12月に設立し、家電販売、修理、太陽光発電 事業の売電、販売、施工を創業、営んでいるところです。今回、お 得意様からの紹介により、申請地を購入して太陽光発電事業所を開 設して、再生可能エネルギーの活用、省エネといった電力費の効率 をはかり、当社では羽生市内で初めて事業を拡大、拡充するもので す。また、将来20年間の安定収入をはかり、会社の安定安心を考 えるものです。申請地は、

高齢化、後継者不足が心配される中、休耕地、耕作放棄地が多くみられておりますが、太陽光発電所の用地として利用されることによって、近隣の人達からも安心、安全に暮らせるのでよかったとのお話もたくさんいただいておるところです。近隣には転用にあたって、

被害を及ぼさない様、最新の注意を払います。上記ご事情をご理解 いただき、よろしく御配慮下さいますよう、御願い申し上げます。 以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。 9番 受付番号217号について調査報告いたします。 まず、議案書を朗読いたします。 (議案書朗読) 過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書 類等の申請内容に間違いないことをご報告いたします。 申請地は、(詳細に説明)です。 なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 私は現在、市内の福祉施設へ勤め、家族3人で仲良く暮らしており ます。以前は、亡夫と同所において木工所を営んで、主に五月人形 台、ケース、メニュー立て等の加工制作を行っておりましたが、平 成30年頃に得意先の廃業や人手不足等により廃業しました。今般、 私どもの敷地を含めた一帯が、 一帯を取りまとめ、昨年11月に売買契約した次第です。私 どもだけ宅地であり、他の地権者はすべて農地であり、快く買収に 応じた様子でした。しかし、私どもの宅地を買収しなくては、建物 の計画敷地が大きく東、北の隅が残り、不整形となり、どうしても と懇願され、農地所有者の全員が協力する以上、私どもも農家の人 達とこれまでの付き合いもあり、事情等を考慮した結果、やむなく の建設に協力することといたしました。現在の住居兼作業 場は、昭和55年10月に建築し40年も経過し、かなりと老朽も はげしく、建て替えも考えていたところでした。幸いにも、移転先 予定地が東側へ約200mの近距離に位置し、集落及び分譲住宅も あり、これまで通り地域の付き合いも変わることなく、立地条件が 最良最適地でありますので自己用住宅を建築して永住するものです。 また、 の建設により、当地域も雇用拡大、地域経済の 活性化がさらに期待も高まるので、地域貢献にも寄与するものです。 上記事情をご理解いただき、よろしく御配慮下さいますよう、お願 い申し上げます。 以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。 9番 受付番号218号について調査報告いたします。 まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読) 過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書 類等の申請内容に間違いないことをご報告いたします。 申請地は、(詳細に説明)です。 なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。

	この度、羽生市 地内において建売住宅(8棟)の建築販売
	を計画しております。申請地は国道125号線と東武伊勢崎線南羽
	生駅にもアクセスしやすく、周辺は閑静な住宅地として魅力的な土
	地でありますので、ぜひとも建売住宅を建築・販売致したく申請を
	お願いする次第です。何卒、ご許可頂けますようよろしくお願い致
	します。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
11番	受付番号219号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。 (議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書
	類等の申請内容に間違いないことをご報告いたします。
	申請地は、(詳細に説明)です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	私は27歳になる会社員です。現在の居住地については、
	が専用住宅を建築する目的で
	に農地転用許可・開発許可を受けて造成工事を行いまし
	たが、その後、昨年、私が専用住宅を建築して居住しております。
	現在の居住地は、西側の通路敷を通じて市道
	に接する形態となっておりますが、当該通路敷は狭小であり、
	かつ、西側に隣接する宅地が南北に狭い形状のため、
	利用している形態となっています。平成24年当時は、申請地北側
	で接する市道 は車両等が通行できない状況でしたが、
	その後、改良工事がなされて建築基準法の道路となったため、今般、
	本件申請地を宅地への通路敷として利用したく申請するものです。
	これにより、防災上安全で無理のな
	い形状となり、今後とも安心して居住可能になりますので、何卒よ
	ろしくお取り計らいのほどお願いします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
11番	受付番号220号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。 (議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書
	類等の申請内容に間違いないことをご報告いたします。
	申請地は、(詳細に説明)です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	今般、農地法第5条第1項の規定による許可申請を致します。
	介護老人施設は、申請地南側において
	入所サービスを主に、自宅訪問介護、通所リハビリ事業、訪問リハ

ビリ事業等を展開しており、職員のほぼ全員が車通勤ですが、

施設内駐車場は64台で、

所有車両15台、面会・送

迎の方の駐車場5台、身障者用2台、夜勤勤務者用4台を確保しま すと、施設内に38台しか駐車できず、近隣に駐車場を10台分借 りており合計48台駐車できますが、1日平均労働勤務職員数は約 75名で約27台分が不足しており、現在は通路に縦列駐車をして いる状況で自己になる危険もあり、職員からも1日も早い駐車場の 設置を要望されています。現在借りている駐車場は返却予定で、

施設に隣接していて車上荒らし等防犯上も安心である申請地 に駐車場を設置したく本申請となりました。なにとぞお取り計らい よろしくお願いいたします。

以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。

受付番号221号について調査報告いたします。 11番

まず、議案書を朗読いたします。 (議案書朗読)

過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書 類等の申請内容に間違いないことをご報告いたします。

申請地は、(詳細に説明)です。

なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 弊社は、平成24年8月に会社設立、平成25年に一般建設業の埼 玉県知事登録を行い、主として土木工事業を営業し、現在に至って います。羽生市 3298

m²について、

農地転用許可を受けて資材置場と

して利用しています。当該土地については、国道122号に面し、 規模もある程度纏まっていることから、主に保有する重機を現場か ら引き上げた際の置場として利用することを目的としています。 したがって、現在は、別添資料のとおり業務が立て込んで重機が現 場に出払っているため当該土地には置かれていない状況です。また、 当該土地の西側の一部について掘削されている状態ですが、これは、

近傍の羽生市

駐車場整備工事の

盛土に使用したことによるものです。地域住民の一員として

に寄与するために取り急ぎやむを得ず利用したものです。

当該場所については、別添確約書のとおり早期に整備し、計画のと おり利用します。標記の住所において自宅兼会社事務所の敷地とし て利用しています。業務を行うにあたっては、大型重機のみならず、 タイヤ、バッテリー、ドラム缶、グリース等の消耗資材や、重機の バケット等も常時保管しておく必要もあります。上記の

資材置場は、立地条件や規模の面において重機引き上げの

置場としては最適地ですが、一方で、周辺にひと気がなく、また、 純粋な資材置場であることから防犯装置も設置できないため、防犯 上、防災上は不用心な状況にあります。したがって、当該資材については 資材置場に保管しておくことは危険であり、常に人の目の届く場所に保管する必要があります。自宅兼会社事務所の敷地部分については、会社保有車両を夜間駐車するスペースとして必要であり、当該資材を置く余地がほとんどありません。本件申請地は自宅兼会社事務所の敷地に隣接しており、また、道路からも奥まった位置にあるため、利用上の利便性や防犯等の面において当該資材の置場として最適地です。以上の事情を考慮いただきまして、何卒よろしくお取り計らいのほどお願いします。以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。

5番

受付番号222号について調査報告いたします。

まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)

過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書 類等の申請内容に間違いないことをご報告いたします。

申請地は、(詳細に説明)です。

なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。

平成19年1月に

加須市 において操業し、-

般貨物運送業、再生資源の卸売り等を主な業務として行ってきました。 た。そして、平成30年には手狭となったため、同市内の

に本店を移転し、各種業務を従業員と共に頑張っている ところです。現在、社員はパート等を含め30名程で、年商15億 円程の売上げを計上するまでになりました。主要な取引先は、日野 自動車㈱、オリンパス㈱、富士フィルム㈱、大和リース㈱等の企業 と取引をさせて戴いておる状況です。現在の本社敷地は、貸工場で において再生資 あり不損失、不経済である上、羽生市内 源の工場も操業をしております。このことから、羽生市内において、 新たな新社屋の建設地を探してまいりました。このたび、申請地に ついて紹介があり、また、銀行からの借り入れもできましたことか ら、新社屋の建設資金もお蔭をもちまして準備ができた運びとなり ました。申請地を含む周辺地は、 に隣接し、羽生市が 産業の振興と雇用機会の拡大を図るべき、地域の指定がなされ、優 遇処置もある区域内となっております。申請地は、主要県道羽生栗 橋線に面すると共に、羽生インターチェンジにも近く、新社屋と自 家用倉庫の建設地としては、好立地の場所と考えております。また、 わたしも元々は羽生市内の生まれであり住まいも市内でありますし、

社員においても羽生市内からの通勤者も多いところです。このよう なことから、今回の申請に至ったところであり、今後においても企 業価値をさらに向上させるべく本社も申請地に移転し、市内の雇用 拡大、地域経済の活性化の一助となるべく努力をしてまいります。 上記事情でありますのでご理解を頂くと共に、ご配慮くださいます 様よろしくお願い申し上げます。 以上でありますので、ご審議のほど官しくお願いします。 受付番号224号について調査報告いたします。 2番 まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読) 過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書 類等の申請内容に間違いないことをご報告いたします。 申請地は、(詳細に説明)です。 なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 東京から車で2時間以内に通える範囲で、以下の条件を満たす土地 を候補地として探しました。面積が850㎡~1500㎡、南側に 背の高い障害物がなく、十分な日照を得られる、工事、メンテナン ス用に進入するための接道がある。上記の条件を満たす土地で、地 権者様と交渉をした結果、今回の申請地で太陽光発電を実施する形 となりました。太陽光発電用地として適切な広さは850㎡~15 00㎡としている。これはパネルを設置して、かつ安全性を保つた めに通路面積も確保するために必要な面積としている。1188㎡ は太陽光発電用地として適しています。 今回の申請地は売電価格は14円となっており、約15年で回収が できる見通しとなっています。今回の申請地は平たんで傾斜がなく、 土砂災害等には影響はありません。また切土・盛土は実施しないた めに、土地の形状を変えることもありません。周辺の土地に被害が 生じないよう十分配慮致します。万が一被害が生じた場合は、迅速 に対処致します。草刈りは年2回以上実施予定となっております。 以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。 2番 受付番号225号について調査報告いたします。 まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読) 過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書 類等の申請内容に間違いないことをご報告いたします。 申請地は、(詳細に説明)です。 なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 東京から車で2時間以内に通える範囲で、以下の条件を満たす土地

を候補地として探しました。面積が850㎡~1500㎡、南側に 背の高い障害物がなく、十分な日照を得られる、工事、メンテナン ス用に進入するための接道がある。上記の条件を満たす土地で、地 権者様と交渉をした結果、今回の申請地で太陽光発電を実施する形 となりました。太陽光発電用地として適切な広さは850㎡~15 00㎡としている。これはパネルを設置して、かつ安全性を保つた めに通路面積も確保するために必要な面積としている。1057㎡ は太陽光発電用地として適しています。

今回の申請地は売電価格は14円となっており、約15年で回収が できる見通しとなっています。今回の申請地は平たんで傾斜がなく、 土砂災害等には影響はありません。また切土・盛土は実施しないた めに、土地の形状を変えることもありません。周辺の土地に被害が 生じないよう十分配慮致します。万が一被害が生じた場合は、迅速 に対処致します。草刈りは年2回以上実施予定となっております。 以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。

2番

受付番号226号について調査報告いたします。

まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)

過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書 類等の申請内容に間違いないことをご報告いたします。

申請地は、(詳細に説明)です。

なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 なお、申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。 この度、私、 が、土地所有者から依頼されて、次

の農地、

の農地改良工事を予定し

ておりますので、下記の事項について誠意をもって対応することを、 実印の押印及び印鑑証明書の添付をもって誓約いたします。

なお、これらに反した場合、許可を取り消されても異存ありません。

- 1. この工事で計画する盛土は、良質土を用い、計画高さ以上の 盛土は行いません。
- 2. 工事については、裏面「農地改良工事」の範囲内で行います。
- 3. 本工事に伴う周辺隣地農地、搬入路及びその周辺住民への説 明は、農地転用許可申請の事前に行い、誠意をもって対応いたし ます。
- 4. 農地改良をすることによって付近の土地作物、家畜、道路、 取水排水設備等に破損・その他問題が生じた場合は、直ちに土地所 有者及び施工事業者の責任において対応・解決いたします。
- 5. 計画内容、周辺への対応等で問題が生じた場合、或いは行政か

	らの指摘・指導があった場合には、直ちに土地所有者及び事業者が
	責任を持って対応いたします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
議長	以上で、事務局及び担当委員からの説明、報告が終わりました。
	ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第2号農地法第5条の規定による許
	可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付するこ
	とに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第5条の規定による
	許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付する
	ことに決定いたします。
議長	続きまして、議案第3号 農地利用集積計画(案)について(埼玉
(議案第3号)	県農地中間管理機構分の賃借権設定)及び議案第4号 農地利用集
(議案第4号)	積計画(案)について(埼玉県農地中間管理機構分の使用貸借権設
	定)は、関連があることから一括して、事務局からの報告を求めま
	す。
事務局	議案第3号及び議案第4号 農用地利用集積計画(案)について説
	明させていただきます。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化
	促進法に基づいて行われるもので、農地の貸し借りが安心してでき
	る仕組みです。これは、規模拡大を図ろうとする農家と規模縮小等
	を考える農家との間に市が入り、利用権の期間などを定め、安心し
	て農地の貸借等を行えるようにするものです。農業経営基盤強化促
	進法では、農地利用集積計画は、農業委員会の決定を得て、市長が
	定めるものとなっており、今回の議案事項となっております。それ
	では、議案第3号についてご説明いたします。この計画は、埼玉県
	農地中間管理機構に賃借権を設定する計画(案)となっています。
	こちらは、平成26年の4月より、農地中間管理事業が創設され、
	この事業の目的は、今後の農地活用の効率化や生産性の向上を図る
-	ため、農地中間管理機構が農地を一旦、借受け、農地の集積化や規
	模の拡大化等を行うなど、耕作し易い条件にして、地域の担い手等
	へ貸し出しを行えるようにするものです。この農地中間管理機構を
	利用することで、今後、安心・安全な貸し借りができ、かつ、農業
	経営の拡大も図っていこうとするものです。表の見方といたしまし
	て、左上から「譲受人氏名」、「譲受人住所」「所有者名」と続き、

	最後は「地目」、「面積」と対象農地の情報となります。 12ペー				
	ジをご覧ください。埼玉県農地中間管理機構に賃借権を設定する計				
	画 (案) の合計が表の右下に記載されてございます。新規設定とし				
	て49件、面積 田 62,843㎡ 畑 6,685㎡ 合計				
	69,528㎡となっております。引き続き 議案第4号について				
	ご説明いたします。この計画は、埼玉県農地中間管理機構に使用貸				
	借権を設定する計画(案)となっています。 13ページをご覧くだ				
	さい。使用賃借権を設定する計画(案)の合計が表の右下に記載さ				
	れてございます。新規設定として2件、面積 田 991㎡ 畑				
	500㎡ 合計 1,491㎡となっております。以上で、議案第				
	3号及び議案第4号 農用地利用集積計画(案)についての説明を終				
	了させていただきます。				
議長	以上で、事務局の報告が終わりました。ただいまの報告に対し、ご				
	質疑、ご発言を願います。				
	(発言なし)				
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。				
	ただいま議題となっている議案第3号及び議案第4号 農地利用集				
	積計画 (案) については、事務局の報告のとおり、決定することに				
	賛成の委員は、「挙手」願います。				
	(挙手全員)				
	挙手全員でありますので、議案第3号及び議案第4号については、				
	事務局の報告のとおり決定し、市長に答申したいと存じます。				
議長	続きまして、議案第5号 農用地利用配分計画(案)についてを議				
(議案第5号)	題といたします。当該、利用配分計画(案)については、農地中間				
	管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、羽生市長か				
	ら意見を求められております。ただし、事案番号78号および79				
	号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定す				
	る議事参与の制限に該当する案件でありますので、審議、裁決に際				
	しましては、の退席を求めることになります。そ				
	れでは、事務局の報告をお願いします。				
事務局	議案第5号 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたしま				
	す。この、農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関す				
	る法律第19条第3項の規定により、配分計画を作成する場合は、				
	「市は、農業委員会の意見を聞く」ということから、今回の案件と				
	なっております。14ページをご覧いただきたいと思います。表の				
	見方ですが、一番左側から、農地中間管理機構から農地を借受ける				
	方として「賃借権の設定等を受ける者」、その右側が借受ける農地				

の情報で「賃借権の設定等を受ける土地」と続き、さらに右側が現 在の賃借権の設定を受けている者として「左の土地について現に農 地中間管理機構から賃借権の設定等を受けている者」となり、一番 右側が、農地の貸し借りの詳細として「設定する権利」が記載され ています。「賃借権の設定等を受ける者」については、中間管理機 構の公募に対して、応募をされている方となっています。「賃借権 の設定等を受ける土地」については、先ほどの議案第3条及び4条 の農地利用集積計画(案)で中間管理機構に対して、利用権の設定 を行っている農地やすでに中間管理機構が借り受けている農地とな っています。今後の流れですが、この配分計画(案)について、農 業委員会は、意見を市に報告し、市はその意見を聞き、この配分計 画(案)を中間管理機構へ回答します。その後、埼玉県知事が認可、 公告することで農地の貸し借りが設定されます。期間的には、県の 審査期間が40日間、配分計画の縦覧期間が14日間となっている ことから、7月1日に、賃借権等が設定される予定となっておりま す。以上で、議案第5号 農用地利用配分計画(案)についての説 明を終了させていただきます。

#### 議長

以上で、事務局の報告が終わりましたので、 委員の退席をお願いします。

#### (委員の退席)

それでは、ただいまの報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。

#### (発言なし)

特に発言もないようですので、裁決に移ります。

ただいま議題となっている議案第5号 農用地利用配分計画(案) について、事務局の報告のとおり、同意することに賛成の委員は「挙 手」願います。

## (挙手全員)

挙手全員でありますので、農用地利用配 分計画(案)については、 同意することに決定いたします。 委員の入室をお願いします。

## (委員の入室)

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸 報告等がありますので、お聞き取り願います。

#### 事務局

報告事項1 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認 についてでございますが、これは市街化区域内農地の権利の移転が 伴う転用を行う場合に届出を行ものです。市街化区域内農地の転用 については、許可をするのではなく、受理したことの証明を通知し ます。従いまして、委員様の調査も審議もございませんので報告と

させて頂いています。ご覧のとおり住宅敷として3件、福祉施設敷 として1件ございました。ご確認の程、宜しくお願いします。 報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知についてでご ざいますが、これは農地法及び利用権設定(等促進事業)に係る合 意の解約となりますが、3件ございました。ご確認の程、宜しくお 願いします。 報告事項3 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、 これは県許可のありました3月分でございます。右側の備考欄をご 覧頂きたいと思いますが、4条が5件、5条が12件ございました。 関係なされました委員様におかれましては、資料の整理等、宜しく お願いします。 以上で、議案に関係します報告事項を終了させて頂きます。 続きまして、 ① 5月の定例農業委員会の日程について ② 農地相談会について ③ 賃借料情報提供について 議長 (発言なし) 以上で、本日の全日程を終了いたしました。 これにて、閉会といたします。 上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、 ここに署名する。 令和2年 4月 24日 会 長 署名委員 署名委員